

## 豊中市国民健康保険等に係る住民票の住所以外への郵便物の送付先登録に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、以下に掲げる事業に係る郵便物を住民基本台帳法における住民票の住所（以下、「住民票の住所」という。）以外に送付する場合における、送付先登録の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 国民健康保険
- (2) 介護保険
- (3) 後期高齢者医療制度
- (4) 重度障害者の医療費の助成

### (申請者)

第2条 医療機関への入院又は介護保険施設への入所等により住民票の住所で郵便物を受け取ることができない場合は、被保険者、世帯主又は成年後見人等は、送付先の登録申請をできることとする。

2 被保険者等が郵便物の管理もできず申請も行えない状態であるなどの特別な事情の場合に限り、被保険者等の親族等は送付先の登録申請をできることとする。

### (登録申請)

第3条 送付先の登録申請は、申請者が「豊中市国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・障害者医療送付先（登録・変更・取消）申請書等」（以下、「申請書」という。）を市長、大阪府後期高齢者医療広域連合長またはその両方に提出し、市長、大阪府後期高齢者医療広域連合長またはその両方が受理後に、申請書の控えを申請者に渡すこととする。

- 2 送付先の登録申請においては、公的機関が発行する写真付書類又は登記事項証明書（成年後見人等による申請の場合）等により申請者の本人確認を行うこととする。
- 3 特別な事情により被保険者等以外の者が申請をする場合については、前項に掲げる書類のほか、委任状を提出しなければならない。
- 4 委任状には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 委任者の住所及び氏名（氏名は自署するか、自署できない場合は記名及び押印）
  - (2) 代理人の住所及び氏名
  - (3) 委任事項
  - (4) 委任年月日

### (変更申請)

第4条 送付先の登録後、当該送付先を変更する場合には、前条の規定を準用す

る。

2 前項の申請は、原則として登録申請時の申請者が行うこととする。

(取消申請)

第5条 送付先の登録後、当該送付先を取り消す場合については、第3条の規定を準用する。

2 前項の申請は、原則として登録申請時の申請者が行うこととする。

(郵送による申請)

第6条 電話等による申し出により、郵送で前3条の申請を受ける必要が生じた場合は、申請書を申請者に送付し、第3条第2項の本人確認書類の写しとともに返送されることにより受け付けることとする。この場合についても、受理後に、申請書の控えを申請者に送付することとする。

(職権取消)

第7条 申請された送付先に郵送物等が届かない場合、職権にて送付先を取り消すこととする。

(申請書の受付担当課)

第8条 送付先の登録等に係る申請は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度のいずれかに係る場合については、保険相談課を受付担当課とし、重度障害者の医療費の助成のみの場合については、保険給付課を受付担当課とする。

2 送付先の登録等の処理及び申請書の保管は受付担当課にて行うこととする。

(送付先情報の利用)

第9条 この要綱の規定に基づき登録される送付先の情報は、別表の制度・業務ごとに担当課が利用するものとし、利用する担当課がその責を負う。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月26日から施行する。

## 別表

制 度	業 務	担当課
国民健康保険	資格関連業務	保険相談課
	賦課関連業務	保険相談課
	収納関連業務	保険相談課
	給付関連業務	保険給付課
	保健関連業務	コロナ健康支援課
介護保険	資格関連業務	保険相談課
	賦課関連業務	保険相談課
	収納関連業務	保険相談課
	認定関連業務	長寿安心課
	給付関連業務	保険給付課 長寿社会政策課
後期高齢者医療制度	資格関連業務	保険相談課
	収納関連業務	保険相談課
	給付関連業務	保険給付課
重度障害者の医療費の助成	資格関連業務 給付関連業務	保険給付課